

## 第9期第3回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日 時 平成29年6月1日（木）10時～11時55分
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員、今井委員、廣田委員、中里委員、石塚委員、岡澤委員、太巻委員、  
浅見委員、岩橋委員、大江委員、襲田委員、加賀美委員、河原委員、嶋村委員、  
渡部委員、小泉委員、田中委員、斉藤委員、やくし委員、きみがき委員、  
池尻委員、かとうぎ委員  
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、学校教育支援センター所長、  
高齢者支援課長、戸籍住民課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0人
- 5 配付資料  
資料1 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について  
(学校教育支援センター)  
資料2 目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について  
(高齢者支援課)  
資料3 平成28年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について  
(情報公開課)
- 6 会議の概要  
報告事項  
(1) 学習支援事業（中3勉強会）の実施に伴う目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用  
(2) ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の実施に伴う目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用  
(3) 平成28年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について
- 7 発言内容

(会 長) 　　ただいまから、第9期第3回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただき、本当にありがとうございます。

　　さっそく議事に入らせていただきます。本日の議題は、報告が3件でございます。順番に報告1からご説明いただいて、皆様のご審議をお願いしたいと思います。

　　では、報告1の「目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用」について、学校教育支援センター所長から説明をお願いいたします。

(学校教育支援センター所長) 　　——目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について  
資料1に基づき説明——

説明は以上です。

(会 長) 　　ただいまの説明について、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。ご意見・ご質問はありますか。

(委 員) 　　手紙の宛て先は、直接生徒宛てに出しているのでしょうか。

(学校教育支援センター所長) 　　宛て先は、生徒の名前と保護者様としてお送りしています。

(委 員) 　　保護者様ということであればいいのですが、生徒に向けて生活保護がどうのこうのという文書を送ってしまうと、子供がショックを受けるのではと心配になったので、参考までにお聞きしました。

(委 員) 　　二点ほど質問します。一点目は、ご案内の「対象」という項目に、「生活保護を受給している世帯の新中3生も対象となるが、対象世帯には別途お知らせしています」と記載されています。ただいまの説明から推測すると、生活保護対象者には従来どおり福祉部で別途お知らせすると思うのですが、準要保護の方だけ教育委員会に移行したわけですか。福祉部と教育委員会が分担してやることのメリットやそのようにした趣旨が分からなかったのでお伺いしたい。

　　二点目は、「内容」のところ「支援は、区が委託した事業所が行います」と書いてあります。個人情報の保護の観点からすると、委託した業者と区との間での委託契約書の中で、センシティブ情報と思われる生活保護なり準要保護世帯の個人情報の取扱いは、十分注意していただくことになっていると思いますが、どうなのか。委託した事業者には受講される生徒の氏名や学校名を伝えるだけであって、それ以外の情報は伝えないので、そもそも個人情報の利用にはあたらないのか、そのへんを教えていただきたい。

(学校教育支援センター所長) 　　「中3勉強会」につきましては、平成23年度から福祉事務所が主体で行って来ました。27年度からは福祉事務所で生活保護者世帯を、学校教育支援センターで準要保護世帯を対象に学習支援を行いました。28年度から両方の事業を統合して学校教育支援センターで行っており

ます。通知に関しましては、準要保護世帯は学校教育支援センターから、生活保護者世帯は福祉事務所から送っています。

つぎに、委託事業者に対する個人情報の保護につきましては、区の基準に基づき、各事業者との間で、管理を徹底しております。保護マニュアルなどによって責任者名や情報セキュリティの報告書なども提供いただいて、情報の管理を徹底しています。

勉強会に参加している対象者のリストについてですが、それぞれの生徒が準要保護であるとか生活保護であるというような個人情報は、事業所には知らせておりません。

(情報公開課長)

補足させていただきます。事業者と委託契約を結ぶ時に、「個人情報の取扱いに関する特記事項」というものを付けております。契約の中できちんと個人情報を扱うということを定めてあります。

(委員)

一点目についてですが、私の推測ですと就学援助の準要保護については、教育委員会でやっていた。従来この部分も含めて福祉部でやっていたのがおかしいのであって、生活保護関係は福祉部の所管、就学援助関係は義務教育の中の1つの事業ということで教育委員会の所管であるという根っこの事業の分担に戻ったという理解でいいのか、それとも実際にやってみて、この分は教育委員会に任せたほうがいいのかということがあって、このように振り分けされたのか説明していただきたい。

(学校教育支援センター所長)

もともと、福祉事務所で生活保護世帯に対し、子どもの貧困と連鎖の防止に向けた取組として、中学三年生を対象に勉強会を行っておりました。平成27年度に生活困窮者の自立支援法が制定され、生活保護世帯の子どもだけではなく、生活困窮世帯の子どもに対しても学習支援を広く行うために、学校教育支援センターで就学援助の準要保護世帯の中学三年生に対し勉強会を始めました。それが28年度から中3勉強会という1つの事業に統合し、福祉部と連携しながら学校教育支援センターが主体となって行っております。

(委員)

28年度から始めるようになったから、今回の審議会は報告だから28年度の目的外利用の案件が出てきたということですね。分かりました。

(委員)

個人情報の利用の仕方について確認させて下さい。今回は学務課が保有している個人情報を利用するわけですが、学務課が持っている個人情報はこれだけに限らないと思う。必要なもの以外を抽出してはいけないわけだから、どうやって抽出するのか、その辺のチェックはどうなっていますか。

(学校教育支援センター所長)

学務課で保有している就学援助に関する情報の中から、添付資料に記載のある項目のみ、データとして表に抽出して送っていただきました。

(委員)

それは紙でいただくということですか。抽出して打ち出したそのものは電子的に入手するということですか。

- (学校教育支援センター所長) パスワードをかけたデータを送っていただき、利用しました。
- (会 長) 他にありますか。
- (委 員) 概算でいいので、年度ごとにどのくらいの利用者がいるのか。また、勉強することだけを目的とするのか、あるいはレベルや点数を引き上げることを目的とするのか。現状で成果としてどのように表れているかについて知らせて下さい。
- (学校教育支援センター所長) 今年の対象となる数字ですが、準要保護世帯では 1,050 人ほどいました。その中で申し込まれた方が 194 名です。この事業の成果ですが、高校受験を控えている生徒への無料の学習塾ということではなく、その前の基礎学力の定着や、今後の進路選択の幅を自分たちで考えていくといった相談も行っております。もちろん高校進学という目的はありますが、成績の向上だけではなく自分の進路についても個別の指導を行っております。28 年度の実績は参加者 241 名の中で、公立学校の全日制に進学したのが 176 名、定時制が 25 名、通信制が 5 名、専修学校等に 6 名が就学しております。
- (委 員) その数字や内容について、皆さんのセクションでは満足している数字なのでしょうか。
- (学校教育支援センター所長) 昨年度につきましては、参加・受講された方の進路が 100%決まりましたので、一定の評価をしています。途中で通えなくなった生徒もいましたが、学校で指導をしています。
- (会 長) 修了者に対しては、この秋にアンケート調査をする予定です。
- (会 長) 先ほどの質問に関連しますが、これまで何年か事業を実施したなかで、改善や工夫をしている点があれば教えて下さい。
- (学校教育支援センター所長) 27 年度では、参加したものの途中で通えなくなった生徒がいました。その理由として、申込時に生徒本人の意思を確認していなかったことにありました。今年度は希望調書をとる時に、この勉強会にどのように参加したいかという意思表示を示していただくような申込用紙に変更しました。また、個別の面談なども事業所を通じて行っています。
- (会 長) 他にご意見・ご質問はありますか。
- (委 員) 別添資料「ご案内」の送付にあたっては、受取る側の方には厳正に抽出してきちんとした個人情報の保護のもと、このお知らせを送付しているということが伝わっていますか。
- (学校教育支援センター所長) 就学援助の方々にもこのような勉強会があるというお知らせを、中学二年の途中でお出ししています。そのうえで、今回このご案内にありますように、「教育委員会の事業として準要保護世帯の方を対象にこの資料を配らせていただきます」と伝えていきます。
- (委 員) いろいろなところで名前を書いた時に、あなたの情報はここまで保護されていますという明記があります。そのように、もらった側が、あなたの住所にこんな状態で送っているものですかということが分かっているのですか。

(学校教育支援センター所長)      今回は、本人あて通知の省略に関する審議会事前一括承認基準の類型4を適用し、通知については省略しました。

(委 員)      どうしてこういう質問をしたかと言いますと、受取った側にとってはデリケートな問題で、誰か知らない人に知られているのではないかとと思われる人がいるのではないかと思って伺いました。

(会 長)      私が申し上げるのも変ですが、「ご案内」の6ページの申込みにあたっての留意点①の対象の方の部分は、そのへんを意識した記述のようにも受取れますがいかがですか。

(学校教育支援センター所長)      おっしゃるとおりです。この対象者だけに送られる情報ということでご承知いただきたいという文面です。

(委 員)      この対象者は準要保護世帯の生徒ということですが、他でも受けたいという生徒はいないのですか。何か不平等に感じるのですが、この成り立ちを説明して下さい。

(学校教育支援センター所長)      家庭の状況によって、塾など他の場所で勉強をする機会が少ない生徒を対象としているため、対象者を生活保護世帯の方と就学援助を受けている準要保護世帯の方に限定しております。教育委員会では、この他にも各学校で「地域未来塾」という勉強会を開いています。また福祉事務所でも、中学三年生だけではなく中学生・小学生を対象とする事業も行っております。また、塾などの支払いが厳しい方に対しては、資金の貸し付けのご案内なども合わせて実施しております。

(委 員)      「中学3年生を対象に、学習支援を区内7か所で実施しています」、「基礎学力のアップを目指します」という文書の後に、対象として就学援助（準要保護）を受給している中学二年生につながっていくのが、教育委員会として実施していると何か不思議な気がします。基礎学力アップというのは、子ども達全員が対象となる大事なことではないかと思っています。それを各学校でどのように対応しているのか、そして、その中で特に就学援助（準要保護）を受給しているお子さんがそのために学力低下を起こしているのかどうかなど、特にその子ども達を対象に実施する理由を知りたいです。

私の経験では、昔から学校では子ども達の基礎学力をつけるということを真剣に取り組んでいます。そのために、教員は定刻時間より前に登校し、希望者や特定の子どもには、保護者にもお話をしてきたわけです。一生懸命子ども達と向き合ってきました。今もそのように行われている中で、準要保護の児童に絞って実施するという事について聞かせていただきたいと思います。

(会 長)      質問の意図としては、全般的な基礎学力アップという問題が横たわっているにもかかわらず、経済的な理由を基準としてこの事業を行うこと自体の必要性についてのご質問と思われる。その点について回答願います。

(学校教育支援センター所長)      教育委員会では、子ども達の基礎学力のアップに向けて、各学校で

の個別指導や勉強会、地域未来塾や放課後指導など、様々な取組を行っています。「中3勉強会」は、これからの進路を決める中で、家庭の経済状況に関わらず、進路の幅を広げられるよう学習支援をして欲しいという要望もあり、学校教育支援センターと福祉事務所が連携して行っている取組です。様々な教育支援の中の1つと捉えていただければと思っています。

「ご案内」には、目的として、基礎学力の定着と書いてありますが、「中3勉強会」を受験のためだけの勉強ととらえていただきたくないと考えております。成績アップはもちろんありますが、高校に入るだけの勉強だけではなく、勉強の習慣を身につけたり、自分の進路について考えるための一つの契機ということもご案内に明記しております。

(委員) 生活保護を受けている方がなかなか塾に行けないから、そういう部分に援助するということに対して、何かこだわってしまう。保護ということを出すと、お子さん達や親御さんの心の中に何か起きるのではないかと思ってしまう。これから実際の現場のことをよく伺ってみようと思いますが、やはり違和感があります。

(委員) 今回の報告内容は、通知を出すため、学務課から学校教育支援センターへの情報の目的外利用の手続きかと思いますが、事業そのものを考えた時に、当該子ども達の生活指導上の課題であるとか、学習指導上の課題について、学校や教育指導課、あるいは福祉事務所から情報提供・情報共有ということが出てくると思うのですが、個人情報の管理はどうしているか教えて下さい。

(学校教育支援センター所長) お子さんについて、指導員から学習だけでなく生活態度のことなどで報告があった場合は、私どもで精査をいたしまして、福祉事務所に関連するものについてお互いに情報を共有し、福祉事務所で対応しております。

(委員) 教育指導課や各学校からの情報の提供は、受けていないのでしょうか。

(学校教育支援センター所長) この事業は保護者とお子さんが選んで参加する事業ですので、学校が学校教育支援センターに情報提供することはありません。ただ、学校へは、受講者名はお知らせしています。

(委員) 例えば、基礎学力をつけることが目標なわけですから、基礎学力の現状であるとか、学力をつけるための指導上の課題といったことを学校から提供を受けないでこの事業をやっていると理解していいですか。

(学校教育支援センター所長) 情報は受けておりません。

(委員) 受けていないということで、先ほどの委員の意見に関連しますが、本来学校が担うべき基礎学力をつけるという課題と、この事業との関連性が分からなくなりました。学校教育支援センター所長は、事業の

中で把握した情報について、福祉事務所に返すと話されましたが、これは個人情報の目的外利用という範疇には入らないのでしょうか。

(学校教育支援センター所長) 福祉事務所と共有する場合、親御さんに確認をしたうえで情報共有しています。

(委 員) 親御さんの同意のもとにということは手続きとしては理解しますが、それは情報を共有することが個人情報保護条例上の一定の手続きが求められていることを前提としたお話ですね。そこで親御さんやご本人の同意の取り方や書式上の整理はきちんとできているのか確認したいです。

(学校教育支援センター所長) 事業所からは月例の報告会等で受けておりますが、親御さんに返す時には、あくまでも事業所と親御さんの間で個人面談などを通じて、これをご両親の承諾を得たうえで返しています。

(委 員) 受けるお子さんやご父兄は、この授業は学校で受ける授業とは関係なく、あくまで教育委員会だけでやっているということは認識されていますか。

(学校教育支援センター所長) 学校もこの事業についての趣旨は承知していますし、学校長もご存知です。この勉強会の内容や進め方は、学校の指導と異なることは保護者の方に説明しています。

(委 員) 学校と相談しないというのは、特別の理由があるのでしょうか。一般論として、学校との情報の共有性というか一貫性が必要なのではないかと感じたので確認したいのと、今後の方向性があれば教えて下さい。

(学校教育支援センター所長) この勉強会は、各事業者がそれぞれの教材を使って生徒個人の学力に応じて指導しています。この中3勉強会で、どのようなことをしているのかは、学校長や各校の先生は認識されています。

この事業を始めて3年目ですが、基本は学校の授業が主でもありますので、勉強会の内容、学校との情報共有についても研究していかなくてはならないことは認識しています。

(会 長) 他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委 員) 生活保護を受給している世帯の新中3生も対象となり、対象者には別途お知らせしているということですが、福祉事務所から学校教育支援センターに届くまでの個人情報の流れはどうなっていますか。

(学校教育支援センター所長) 生活保護を受給している世帯には、福祉事務所を通じてお知らせしています。各福祉事務所の職員が申込書類を学校教育支援センターに直接届け、センターで書類を管理しています。

(会 長) 他に何かご意見・ご質問ありませんでしょうか。

(各委員) <なし>

(会 長) それでは、続きまして報告2の「目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用」について、高齢者支援課長から説明願います。

(高齢者支援課長) ———目的外利用に関する審議会事前一括承認基準の適用について  
資料2に基づき説明———  
説明は以上です。

(会 長) ただいまの説明について、ご意見・ご質問を伺いたいと思います。

(委 員) 実際にご自宅を訪問する時には、区で得ている個人情報を使ってあなたのところに来たことをご本人に説明するのですか。

(高齢者支援課長) この情報は「ひとり暮らし高齢者実態調査」を使っています。これは民生委員の方がリストの作成にあたっていますが、その際に地域包括支援センターで活用させていただくことに本人の同意を得ていますので、そちらをもとに訪問させていただくことをお話ししています。

(委 員) 自宅訪問の内容で、年1回程度の基本的な訪問支援員の訪問の他に必要な場合、月1回程度の訪問をするということですが、月1回の訪問をする時には、改めてご本人の了解を得ることになりますか。また、月1回の訪問が必要かどうかは客観的に見ての判断ですか。本人が必要と感じている人と比べて、本人は必要ないと言っている人のほうがむしろ支援が必要な場合があるのではないかと思います。そのあたりはどのように感じているか教えてください。

(高齢者支援課長) 専門職が訪問して支援が必要であろうという方については、ご本人の同意を改めて得たうえで、ボランティアの方に訪問していただきます。なお、ご本人の発意で見守りが必要という方に関しましては、そのようなサービスも別途ご案内いたします。

(委 員) そうなると、逆に専門的に見て必要だと思った場合でも、ご本人にもう来ないでほしいと言われると何もできなくなってしまいますね。

(高齢者支援課長) その場合は区民ボランティアではなく、専門職の方が引き続き定期的な訪問を行って様子を見ていきます。

(委 員) それは、地域包括支援センターで定期的に訪問すると理解していいでしょうか。

(高齢者支援課長) はい。地域包括支援センターの職員に入ってもらいます。

(委 員) 本人同意については、「ひとり暮らし高齢者実態調査」の際にセンターへの情報提供に同意いただいているという説明があったのですが、区民ボランティアの方へ個人情報提供の同意手続きについてはどのように整理してされていますか。また、訪問の関係で大量の個人情報が集積されていくと思うのですが、区民ボランティアの方の個人情報の管理のフレームはどのように作っているか教えてください。

(高齢者支援課長) まず、専門職による定期訪問につきましては、同意をいただいているリストで行います。そのうえでボランティアの訪問という次のステップにつなげる際には、そこで改めてご本人の同意を取ります。

二点目のボランティアの個人情報の取扱いにつきましては、現在もボランティア自身が個人情報の研修等を受講していることが前提にあ



ります。見守りする方の最小限の情報を持って、訪問していただくようになるかと考えています。

(委 員)

対象者のリストに関する情報はいいのですが、訪問する家庭でご本人の状況等いろいろなことがわかってきます。しかも、それはセンターの支所とボランティアの方では情報の濃淡が確実にあるはずです。そういう中で、ボランティアの方と支所の職員が情報の共有をすることは結構いろいろな課題を呼ぶかなという感じがしています。そもそも、ボランティアの方への個人情報の外部提供ということについて、どのような規定があるかを含めて教えて下さい。

(高齢者支援課長)

ボランティアの方への情報の提供ですが、必要最小限であり、ご本人の同意が前提と考えています。ボランティアの方は氏名・住所等の最低限の情報をもって訪問し、区の介護予防のサービス等について、ご案内をさせていただいております。

(委 員)

委員の質問の趣旨は、ボランティアの方が接触した方の情報がたまっていきますが、それをどのように管理していくかということだと思う。今の説明は、区が持っている情報をボランティアにどう提供するかという話で逆だと思う。

(高齢者支援課長)

ボランティアの方が訪問の際に、何かしらの状況の変化を把握することがあります。それにつきましては、ご本人とも話をしたうえで、地域包括支援センターに情報を入れていただき、地域包括支援センターの職員が新たにお伺いして介護サービスにつなげていきます。

(委 員)

私は過去に3年間このボランティアをやり、週1回3人を受け持ちました。支援センターに行って、訪問した時の様々な状況を職員に報告しました。私がボランティアを3年間で辞めた理由は、何の効果もなかったということです。我々が収集した情報を支援センターに届けた後に、支援センターがそれをどう管理して、高齢者支援課の職員がどうバックアップして、どういう成果が出てきているかということが、私たちに何にも報告がないのです。区の職員が支援センターに来て、今後どうしていこうか、どういう方向性に高齢者はあるのか、そういった話し合いは一度もないのです。今は良くなっているかもしれませんが、過去私が知っているボランティアの訪問などは、効果がありませんでした。

(高齢者支援課長)

ボランティアをお務めいただき、ありがとうございました。

現行を申し上げますと、これまでもボランティアの方が訪問するという事業はありました。それについては、ご本人のご意向でという内容のものです。

一方、練馬区でもこれから「ひとり暮らし高齢者」の増加が見込まれます。複数でお住まいの人と比べると、「ひとり暮らし高齢者」は、要介護の認定率が倍に近く、明らかに高いという状況が見えてきています。本人から見守って欲しいということで、地域とのネットワーク

ができています。一方、ひとり暮らしで孤立しがちな方に対してこちらから積極的に訪問していくもので、新たな事業として進めていきます。フィードバックにつきましては、個人情報の問題もごさいますので、取扱いは丁寧にやっていきたいと思っております。研修も実施しながらそこで得た情報は外に出さないよう徹底しています。

(委員)

月に1回程度、年に1回程度というのは、どこから出てきた数字なのか。ひとり暮らしの人たちが亡くなっていたなどの現状をみながら、命だとか寄り添うだとかそんなことを考えて、「人が足りない、お金がない、時間がない」という答えが行政から返ってきます。これは、ちっとも寄り添っている数字だとは思えない。過去の実体験をもっと踏まえて、心に寄り添ったことができていたら、こんな数字は出てこないと思っております。

(高齢者支援課長)

今回の訪問につきましては、まずは専門職の方に見てもらう必要があるだろうということで、訪問させていただきます。そこで、特に支援が必要な方については、早急に介護サービスにつなげる必要もあります。介護サービスを利用されたほうが良い方については、速やかに地域包括支援センター職員が対応し、サービスを開始することになると思っております。週1回のホームヘルプやデイサービスセンターへの通所などの介護サービスがありますので、支援が必要な方には、このようなサービスにつなげていく予定です。

(委員)

民間ボランティアによる定期訪問についてですが、訪問支援員が自宅訪問した結果、認知症の生活状況等から定期的な実態把握が必要な方を選んでボランティアの訪問を入れる。ボランティアの仕事としては、異常がある場合は訪問支援員に連絡することと書いてあります。通常これを見ると、ボランティアの方はその方の認知症の状態や生活状況について一定の事前知識を必要としますし、かつ、そういった目で見ないと異変があったことはわかりません。認知症の症状における異変などはあらかじめ一定知識をもって接していないと異変かどうか判断はつきません。ボランティアの方に求めている職務というか活動の内容から考えても、ボランティアの方に大量の個人情報を集積していただくような仕組みになっていて、それを期待するとは私には思えません。であるとしたら、その個人情報の取扱いについて、責任のある対応と対処をすることが区の責務であるし、この審議会の議論するテーマだと思っております。

ボランティアの方が収集したり、必要とすると思われる大量の個人情報について、区はどう考えているのか改めてお聞きします。もう一点は、そもそも個人情報保護条例の中で、ボランティアに対する管理個人情報の提供などについては、どういう形でおかれているか情報公開課から伺います。

(高齢者支援課長)

一点目です。ボランティアの方が訪問した際に異変があった場合の

情報収集ですが、地域包括支援センターに報告をしていただき、センターで情報を蓄積し、専門職が判断して今後の必要な介護サービスにつなげていきます。なお、ボランティアの方が把握した個人情報については、当然ながら外部には出さないよう研修等を通じて徹底しています。

(情報公開課長)

ボランティアの方には、ご本人に誓約書を書いていただき、個人情報を厳正に扱う約束をしていただいております。また、個人情報保護条例上、ボランティアが個人情報を扱うことについて書いてあるかということですが、区職員や委託事業者であれば明確な定めがありますが、ボランティアの場合は明確には定めておりません。本人同意のもと扱うという形をとっているところでございます。

(委員)

区民ボランティアの力を借りる機会はたくさんあると思いますが、ボランティアとして区民にお願いすべきことやお願いしてよいことと、区が責任を持ってしっかりやるべきことは、自ずと違いがあると思います。今回の安否確認に関わるような訪問について、一方で、ボランティアでやるという仕組みを使いながら、当事者にとっては内容的にかなり重要な窓口をボランティアの方が担われるということは、個人情報の管理という点でも矛盾があると感じます。こういうセンシティブで場合によっては致命的なことになりかねない情報に接することもあり得る職務であるから、個人情報の保護という点も含めてやっていくべきではと思います。

(委員)

昨年まで民生・児童委員の職について、毎年「ひとり暮らし高齢者の実態調査」に関わってきたが、今年4月から支援事業が開始したということで、一步前進したかなと思います。実態調査の中で、もちろん個人情報について確認を取っています。民生・児童委員は、それぞれ担当の地区を回って、いろいろな情報を集めています。地域のケア会議で見守り情報が、民生・児童委員と見守り相談員との間で共有されているのかどうかお聞きしたい。見守り相談員をやっている方は、週1～2回、1人ないし2人を訪問して情報を集めています。今回の事業についてはターゲットをしばっての活動だと思うので、少しは前進したかなという気もします。今までやってきた実態調査の結果がここにつながっていると思うので、これを有効に使っていただければと願っています。

(高齢者支援課長)

地域での見守りということで申しますと、民生・児童委員の方にはこれまで重要な役割を果たしていただき、そのうえで地域での支え合いが成り立っているものと認識しています。これまで見守り訪問員という制度もあったのですが、それは本人からのご要望に応じて訪問をさせていただいていました。今回はこちらから積極的に訪問支援していくわけですが、ボランティアが訪問する際には、民生・児童委員の方のお力添えでご本人同意を得て、互いに情報を共有しボランティアを

含めた地域で支え合える体制づくりをしていきたいと考えています。

(会 長)

貴重なご指摘だと思います。この審議会は個人情報保護の観点で議論しますので、情報が不当に拡散しないようにという観点からご意見が出されますが、もとの制度の充実というか、最終目的を達成するにはむしろ個人情報を目的外に利用したり、第三者に提供したほうがいいということもあるのだと思う。個人情報保護法においても、本人の生命・身体・財産を守るために個人情報を利用することは、一定の範囲で行えるという規定にもなっている。この審議会はどうしても個人情報の保護という点において、制度の最終的な目的という点においては仕方がないとしても、むしろそれをどのように運用するかという観点が大切な問題になると思う。それを言うのは簡単だが、非常に難しい問題がある。ボランティアの貴重な意見も言っていており、大切なことだと思うので、この制度がうまく運用されるようにぜひ努力していただきたいと思う。

(委 員)

組織の縦割りと横断の話ではないかと思います。つまり、セクションが縦割りであって、横断的にどのように情報共有をうまくやってくれるかというところでさっきも引っかかっていたのですが、今はどうしても組織が縦割りで硬直しているというところがあると思います。硬直している部分を緩めて、うまく使っていけるのかというところがいろんなところで問題になるのかなという感じです。

(委 員)

ひとり暮らしをしている母は、突然の訪問で家の中に入られてこられて恐怖を感じたことがあったようです。利用者に新しいシステムをよく理解してもらい、ご本人が納得したうえで、ご本人の了解を得たいうえでと言うが、そこまでが長くかかる。信頼のおけるボランティアの方が来てくださって、受け手の方もそれが力となってさらに元気になるように願っています。

(高齢者支援課長)

今回の訪問事業は、地域の高齢者が孤立しないように、そして家に閉じこもりにならないようにという目的で実施しております。今後は、お話のようなことが起きぬよう専門職の方が丁寧に接して、ボランティアにつなげるよう対応します。ご本人の同意など、個人情報の保護も含めて、丁寧に対応していくよう考えています。

(委 員)

これまでの説明で、生活保護を受給されている方は対象としないとなっています。資料2・4ページの目的外利用する管理個人情報の記録の種別の中に、生活状況が必要となっている理由は何ですか。生活保護を受けているという状況だけが分かれば、その人がどういう生活状況かは関係ないので目的外利用記録票の管理個人記録情報の記録の種別に生活状況はいらぬはずで。

(情報公開課長)

目的外利用記録票の種別欄の生活状況のチェックは、修正させていただきます。

(会 長)

他に何かご質問・ご意見はありませんか。

- (各委員) <なし>
- (会 長) それでは、最後に報告3の「平成28年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況」について、情報公開課長から説明をお願いします。
- (情報公開課長) —平成28年度公文書の公開状況、個人情報保護制度の運用状況用について 資料3に基づき説明—  
説明は以上です。
- (会 長) 以上の説明について、ご質問・ご意見をお願いいたします。
- (委 員) 資料3・3ページ表5の公開請求に対する非公開の理由別件数で、「事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が113件ですが、前年度あたりからこの数字がかなり増えているように感じます。何か事情があったら教えて下さい。もう一点は、この項目は私の理解だと第7条第5号に対応していると思うのですが、そこにはア・イ・ウ・エと例示が4つあります。ア・イ・ウ・エのそれぞれどこに該当するのがどれくらいあるのかも教えて下さい。
- (情報公開課長) まず、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものですが、委託設計書の見積単価については、今後の契約に支障があるために非公開とするものです。件数は年度によってバラツキがあります。特別に何かの傾向があって増減しているものではなく、請求内容にそれぞれの応じた結果だと感じています。二点目のア・イ・ウ・エそれぞれの数字については、整理していません。
- (委 員) 条例に基づいて非開示の通知をしているわけですから、第7条の第5号のどこに該当するかは決定しているのですよね。今日、件数が出ないのであれば、ア・イ・ウ・エは例示になっているので、ア・イ・ウ・エに該当しないで非公開となっているのはどのくらいあるのでしょうか。
- (情報公開課長) ア・イ・ウ・エに該当しないものがいくつあるのかは、もう一度調べてみないと分かりません。
- (委 員) この第7条第5号に基づく非開示というのは、区民の側からすると、区政に対する情報公開であるとか、区政に対する区民の参加という点で、非常に重要な情報がここに入ってくると思います。その情報の開示・非開示の決定というのは情報公開の観点から大きなポイントだと思っており、その数字を持っていないのは残念です。この数字を全部教えていただきたいのと、特にアイウエ以外の例示されていない項目で、事務または事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるということで非開示になっているものがかなりあるという気がしています。そこについては改めて検証をした方がいいと思っています。国会などでも文書の管理が問題になっていますが、練馬区は国に比べるとずいぶん適

切にやっていると思います。事業の意思決定の途中経過の情報をどの段階でどの程度公にできるかについては、すごく大きな判断を問われるところなので、この辺りを含めて非公開決定の内容をきちんと知りたいと思います。ぜひ、個人的にでも情報をいただければと思います。

(情報公開課長)

詳細の数字はないのですが、ア・イ・ウ・エで言いますと、イの部分の契約に関する事務に支障が生じるおそれがあるのが最も多いということだけは申し上げることができます。

(委員)

この会議の中で、情報開示・公開と情報保護の問題について多くの意見が出ました。本来の主旨である事業をどう遂行していくのかということとの兼ね合いが非常に問題だったように感じました。そんなことを踏まえて、資料3・3ページの非公開とした理由の中で、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるものについて数件ありますが、具体的な内容を教えていただけますか。資料3・4ページ表6の「公開諾否の決定に要した期間」を見ても、非常に丁寧にやっていることが分かります。

(情報公開課長)

具体例を申し上げますと、自衛隊駐屯地内に新たに建築する建物の請求があった件では、図面中の地下の施設の構造や既存施設との位置関係などが分かってしまうと公共の安全上まずいということで非公開としているものがあります。また、建物の指定管理事業者の事業計画書の中で、閉館時間中の警備体制に関する記述の部分も非公開としました。他には指定管理者のダミー防犯カメラの設置場所に関する記載などについても非公開としています。

(委員)

資料3・6ページの5の説明文「審議会が必要であると認めた場合」という表現が誤解を招くのではないかと思うので、指摘させていただきます。この根拠となるのは、個人情報保護条例の16条3項5号だと思うのですが、ここでは「あらかじめ審議会の意見を聴いて公益または区民福祉の向上のために特に必要があると実施機関が認める」と実施機関が主語になっています。審議会としてはこうすべきと言っても、実施機関が公益または区民福祉の向上のために合理的な理由があつてこのようにしたいと認めればそれで通るわけです。例えば「審議会に意見を聴いて、実施機関が認める」というぐらいの簡略な表現が正確で分かりやすいと思います。

(情報公開課長)

ただいまのご指摘はもっともだと思いますので、次回から表現を改めます。

(委員)

特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況ということで、記述は一行だけで実施したとありますが、これはマイナンバーにかかわることでもありまして、どういう事務でどういう中身なのか、会議を傍聴させていただきましたが、文言の修正などが中心で、問題点などつつこんだ話ができていなかった気がする。

点検の結果がどうだったかは、この審議会では示されないのでは

うか。

(情報公開課長)

国民健康保険に関する事務について第三者点検を行った理由は、さきほど簡単に申し上げました。国民健康保険の被保険者の資格・給付情報の管理を今は区市町村単位でやっていますが、平成30年度から都道府県単位になるために国保情報集約システムを導入します。その範囲については、東京都の国民健康保険団体連合会に各自治体が共同で委託するものです。導入するシステムと国保連の委託事項のリスク対策について、評価書の記載を追加・変更するために、この審議会の下部組織である実施委員会で3月に点検をしました。先ほど結果については申し上げたのですが、評価書自体には不備はなかったが、文言の修正を何点か行ったというところでございます。

(委員)

少なくとも、そのリスク等についてはこの場で報告していただきたいと思います。

(情報公開課長)

なかなか評価書の詳細をお伝えすることができないので、これについては区のホームページに全文載せておりますし、また議会の所管委員会でも報告させていただいておりますので、それをお願いできればと思っております。

(会長)

よろしいですか。他に何かご質問・ご意見はありますか。

それでは、本日の報告案件については終了いたします。

少し時間がありますので、今日の報告案件に限らず皆さんから何かご意見等ありましたらお願いいたします。

(委員)

せっかくの機会なので、二点ほどお伺いします。

第一点は中野区で元臨時職員による個人情報の不正閲覧事件がありました。報道によると、住民情報基盤システムの端末から自分に与えられたIDとパスワードを使って女性の個人情報を閲覧し、それをもとに犯罪を繰り返すという事件でした。中野区ではこの事件を受けて、個人情報を閲覧できる端末が設置されている部屋に監視カメラを多数設置しました。また、2月上旬に臨時職員280名を対象に緊急の研修を実施しました。さらに、今後採用される臨時職員に対して個人情報取り扱いについて指導・研修するということが報道されています。私はこのようなことは中野区以外でも起こりうる問題と思うのですが、特に正規職員はともかく臨時職員や派遣職員などの短期間雇用の方は、個人情報の取扱いについて十分に承知しているわけではないと思う。練馬区での非正規職員への研修や指導の取組を教えて欲しい。

つぎに、5月30日に改正個人情報保護法、改正行政機関個人情報保護法が本格的に施行されたところです。今回の改正では、保護の面では強化をするとともに、利用の面ではかなり積極的に活用するなど両面がある訳です。報道ですと非常に期待する面と懸念する面と両方があります。いずれにしても、これから地方公共団体としても、個人情報保護条例自体を改正されると思います。その中では、この審議会の

新しい役割が出てくるのではないかと思います。現在練馬区役所では、こうした個人情報保護法等の改正についてどのように検討されているのか、あるいは今後検討されていくつもりなのか、現時点でわかる範囲で教えていただきたい。

(会 長)

非正規職員に対する個人情報管理の問題と改正個人情報保護法に関するご質問にお答え下さい。

(情報政策課長)

一点目の非正規職員への研修ですが、区では正規職員はもちろんですが、非常勤・臨時・派遣・委託職員も含めまして、区の情報を取扱う全ての従事者に対し基本的な部分について、情報政策課で作成した教材を用いた研修を行っています。基本的には、各課で臨時職員を雇用したその都度、この教材を用いて研修を行っています。今年3月には、最新版を配付しました。例えば「区の情報・信用を守る。」、それらを守ることは「皆さん自身を守ることになる。」というキーワードを用いて、研修を行っています。システムの部分では、住民情報につきましても、パスワードと静脈認証の二重認証を取り入れたり、基本的にUSBと接続できない環境を作っております。また、それぞれ端末を操作した職員については、ログ等を管理しています。一方、先ほどの報告にもありましたが、悪意を持ってというのは別にして、無意識的な誤送付や誤交付などが起こっています。これは職員一人ひとりの意識付けをきちんとしていかなければいけないので、今後とも研修なり指導を充実して対応していきたいと考えています。

(情報公開課長)

改正個人情報保護法の前に、もう一点、全職員を対象としているコンプライアンス法令順守の研修も毎年実施しています。全23項目の中に個人情報保護の設問も毎年内容を変えて出題しています。常勤職員は必ず受講、それ以外は原則受講ということで、昨年実績では常勤職員が約4,600人、非常勤・臨時・派遣職員が1,900人受講しています。様々な研修を活用し、非常勤を含む一人ひとりの意識の向上を図っていきたくて考えております。

個人情報保護法が約10年ぶりに5月30日に全面施行されました。我々自治体が関連する主な改正内容は三点あると捉えています。一点目は個人情報の定義の明確化、二点目は要配慮個人情報の取扱いです。この二つについては、現行の練馬区個人情報保護条例中の定義の中で対応できるものと考えていますし、一部盛り込んでいる項目もございますので、そういう形にさせていただきたいと思っています。三点目は匿名加工情報というビッグデータ関係の仕組みの導入です。練馬区では、昨年11月にオープンデータというのを始めております。ただ、これは個人情報の入っていないものをご利用下さいということでホームページに載せているところです。匿名加工情報については、加工する技術、チェック体制、費用を取るのか取らないのかなど、解決すべき課題が多いものと捉えています。今後、東京都や他区、また総務省



で有識者検討会が設置されるようですので、その方向も見ながら仕組みの導入や条例改正を検討していきたいと考えています。当然、仕組みを導入する際には審議会にもお諮りしたいので、よろしくお願いいたします。

(委員) 前回の審議会の場で、諮問事項に関しての様々なご意見があり、記憶が正確ではないのですが「所管で検討する、手直しをする」といった説明があったように記憶しています。今日の様々な意見の中でも、「書換えます」という答弁がありました。お願いなのですが、審議会の資料で特に諮問事項については、出していただいたものが最終的に変更されていくことがあるのでしたら、手直した結果についてもぜひ審議会にご報告いただきたいと思います。それは、個別の委員あてでも構わないかもしれませんが、審議会の議論がどのように反映されたか、またはされなかったのかを含めて、きちんとフォローアップした方がいいと思うのでその点をお願いしたいと思います。

(情報公開課長) 諮問案件について変更があった時の委員の皆様への確認の方法については、どういうやり方がいいのか今後検討させていただきます。

(会長) すぐに変えられるものと時間がかかるものとあると思いますが、できればどこか一番適切な時期を選んで経過報告していただけるとよろしいかなと思います。

(委員) 2時間にわたって話し合ってきましたが、この会議が情報の公開・開示と、保護という非常に悩ましいところがあります。一方では何とか開示して欲しい。一方では何とか保護して欲しいという。この微妙な扱いがあるからこそ悩ましい。そこで、感想とお願いがあります。区役所の皆様方、一生懸命取り組んでいます。一生懸命取り組んでいる時に、あまりに情報の保護ということに傾斜しすぎて、過剰な反応を示してしまう。本来、何のための事業なのか、どうあるべきなのかという本質を差し置いて、保護ということに傾いてしまうことがあると、何のための情報公開や保護であるか分からなくなってしまう。どうか過剰な保護はしない、しかし一方では保護は大事なことでもある。このことを役所の皆さんには関心を持っていただきながらも、自信を持って事業をどんどん推進していただけたらという気持ちを持っています。

(会長) どうもありがとうございました。私が会長に就任した時も、その話をさせていただいたと思いますが、本当に難しい問題で、今日はボランティアの方のお話も聞いて、改めて認識させていただきました。こういうことも含めて、この場に問題点とか日頃の課題を出していただけると、より充実した審議ができるかなと思います。

今日は皆様お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございました。これで本日の審議会を終了します。